

八尾市木造住宅耐震改修設計及び工事補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八尾市木造住宅耐震改修設計及び工事補助金交付要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、要綱に定める定義と同一とする。

(補助金の交付の申請)

第3条 要綱第7条に規定する補助金の交付申請は当該補助対象設計及び工事に着手する前までに補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象建築物の確認通知書の写し及び、検査済書の写し(ない場合にあつては、建築確認年月日または工事完了年月日が確認または推測できるもの)
 - (2) 補助対象建築物の全部事項証明書(土地、建物共)
 - (3) 申請者が管理組合となる場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震改修設計実施に係る決議書
 - (4) 現状の耐震診断結果報告書(写真を添付すること)
 - (5) 耐震改修技術者であることを証する書類
 - (6) 耐震改修設計費用見積書
 - (7) 居住していることが確認できるもの。これから居住しようとする木造住宅にあつては、売買契約書の写し等
 - (8) 市税の納税義務者は滞納がないことの証明書
 - (9) 耐震改修技術者であることを証する書類
 - (10) 委任者がいる場合は委任状
 - (11) 世帯全員が記載された住民票
 - (12) 世帯全員の所得証明
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 2 八尾市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱及び八尾市木造住宅耐震診断技術者派遣事業実施要綱の規定に基づき耐震診断を受けた建築物については前項に掲げる書類の一部を省略することができる。

(耐震改修設計完了報告)

第4条 要綱第13条第1項に規定する耐震改修設計完了の報告は耐震改修設計完了報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象建築物の耐震改修計画が分かる図書(改修計画図、耐震改修費用の見積書等)
- (2) 補強説明書
- (3) 耐震改修計画に基づく耐震診断報告書(耐震改修後の耐震診断結果の評点が1.0以上または1.0以上相当と認められる数値若しくは、0.7以上であることを示すもの)
- (4) 建物現況図(配置図・平面図)

- (5) 各改修箇所の現況写真
- (6) 耐震改修設計費用の請求明細書の写し（代理受領制度を利用しない場合に限る）
- (7) 耐震改修設計費用の領収書の写し（代理受領制度を利用しない場合に限る）
- (8) 耐震改修工事工程表
- (9) その他市長が必要と認める書類

（耐震改修工事内容の変更申請等）

第5条 要綱第9条に規定する耐震改修工事の内容を変更するときは、補助金交付変更申請書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 変更工事見積書
- (2) 変更内容がわかる図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（中間検査の申請等）

第6条 要綱第15条第1項に規定する中間検査の申請は、中間検査申請書（様式第14号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 耐震改修工事監理報告書
- (2) 使用材料等の出荷伝票
- (3) 連続繊維補強材及び無収縮モルタル出荷伝票（使用する場合に限る）
- (4) 改修工事写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（完了の報告）

第7条 要綱第16条に規定する耐震改修工事完了の報告は完了報告書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 耐震改修工事後の平面図（変更・訂正がある場合に限る）
- (2) 耐震改修工事費用の請求明細書の写し（代理受領制度を利用しない場合に限る）
- (3) 耐震改修工事費用の領収書の写し（代理受領制度を利用しない場合に限る）
- (4) 耐震改修工事監理報告書
- (5) 工事工程写真・改修写真
- (6) 居住することが確認できるもの（売買契約書の写し等にて申請した場合に限る）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第8条 要綱第15条に規定する補助金の交付の請求は、請求書（会計様式1）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、(2)から(6)は、代理受領制度を利用する場合に限る。

- (1) 債権者登録申請書
- (2) 耐震改修設計費用の請求明細書の写し
- (3) 耐震改修設計費用の領収書の写し
- (4) 耐震改修工事費用の請求明細書の写し

- (5) 耐震改修工事費用の領収書の写し
- (6) 代理受領に係る委任状
- (7) その他市長が必要と認める書類

(特別な場合の措置)

第9条 この要領によりがたい場合の取り扱いは、そのつど市長が定める。

附 則

この要領は平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成24年 4月 2日から施行する。

附 則

この要領は平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

1 この要領は平成26年 7月3日から施行する。

2 平成26年4月1日から平成26年7月2日までに補助金交付決定通知書(様式第5号)により通知をした場合においては、八尾市木造住宅耐震改修補助金交付要綱の改正に伴い補助金交付決定額変更通知書(様式18号)により補助金交付額の変更を通知するものとする。

附 則

この要領は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は平成31年 4月 1日から施行する。